

## 契約価格の改定方法について

### 契約価格の改定

月末に資源エネルギー庁の週報の新潟市況価格が変動した場合において、下記の指標価格と現在契約価格（税抜き）に1円以上の差が生じた場合は協議し、合意の上、翌月から下記指標価格に改定するものとする。

#### 【指標価格】

資源エネルギー庁週報 月末における直近の金額（新潟市況、税抜き）  
・・・・・・・・小数点以下四捨五入

ただし、当月1日の契約価格（レギュラーガソリン、税抜き）と当月の15日までの間で最新の資源エネルギー庁（レギュラーガソリン、税抜き）の価格に3円以上の差が生じた場合には、下記計算方法により、無鉛ハイオクタンガソリン、無鉛レギュラーガソリン及び軽油の当月の16日以降の価格について変更協定を締結するものとする。

#### 【計算方法】

資源エネルギー庁週報 当月における直近の金額（新潟市況、税抜き）  
・・・・・・・・小数点以下四捨五入

なお、市況価格が大幅に変動した場合、特殊な事情が生じた場合には物品売買基本協定書第19条第2項の規定に基づき協議し、合意の上、翌月又は当月の16日から改定するものとする。

この場合の計算方法については上記によらないことができる。